

竹原市地域包括支援センター

(介護予防支援)

運営規定

竹原市地域包括支援センター（介護予防支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人竹原市社会福祉協議会が竹原市より委託を受け設置する竹原市地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの従業者は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。また、市町・指定居宅介護支援事業者、医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。

（センターの名称及び所在地）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 竹原市地域包括支援センター
- (2) 所在地 竹原市中央三丁目13番5号（ふくしの駅）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者 5名

ア 保健師 1名（常勤）

イ 社会福祉士 2名（常勤）

ウ 主任介護支援専門員 1名（常勤）

エ 事務員 1名（常勤以外の専従）

従業者は、指定介護予防支援の提供並びに調整・相談にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) (1) 項、(2) 項の規程にかかわらず、相談については、常時対応する。

(指定介護予防支援の提供方法)

第6条 指定介護予防支援の提供方法は、竹原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年竹原市条例第20号)に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 利用者の相談はセンター内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行う。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(指定介護予防支援の内容)

第7条 指定介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 介護予防サービス事業者との連絡調整
- (3) サービス実施状況の把握、評価
- (4) 利用者状況の把握
- (5) 給付管理
- (6) 要介護認定等の申請に対する協力、援助
- (7) 相談業務

(委託)

第8条 センターは指定居宅介護予防支援事業の一部を、予め委託契約を交わした居宅介護支援事業者に委託できる。

(秘密保持)

第9条 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に係る秘密及び個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、

契約中及び契約終了後、第三者に漏らしてはならない。

- 2 従業者は、第1項について、在職中及び退職後も続いて第三者に漏らしてはならない。
- 3 あらかじめ文書により、利用者から同意を得た場合は、第1項の規定に係わらず、一定の条件のもとで個人情報を利用できるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 センターの通常の事業の実施地域は、竹原市全域とする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第12条 従業者は、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたとき、または、事故発生時には速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(苦情対応)

第13条 センターへの苦情は、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

(虐待の防止)

第14条 センターは、利用者等の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 センターは、担当者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるも

のとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
- (2) 専門職研修
- (3) 虐待防止に関する研修
- (4) 権利擁護に関する研修
- (5) 苦情処理に関する研修
- (6) 感染症予防及びまん延防止に関する研修
- (7) 介護予防に関する研修
- (8) その他の研修

- 2 この規程に定める事項のほか、センターの運営に関する重要事項は、社会福祉法人竹原市社会福祉協議会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 11 この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
- 14 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この規程は、平成 28 年 4 月 11 日から施行する。
- 16 この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 17 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。